



△道路行政に關係ある法律  
命令、訓令、通牒等苟く  
も道路行政に當る人々の  
知らざるべからざること  
は凡て本欄に於て紹介す  
△道路行政に關し生じたる  
疑問は本欄に於て回答す  
るを以て會員諸氏は隔意  
なく質問あらん事を望む

### ◎國道改良工事實施設計調製ニ關ス

#### ル件通牒

(昭和六年一月二十七日發土第二號)  
府縣知事宛土木局長社會部長通牒

客年十二月二十六日土密第一號ヲ以テ及通牒候政府直轄ノ下ニ執  
行スル國道改良工事ノ實施設計ニ關シテハ左記ノ通御措置相成度

記

一 調製セラルベキ國道ノ新設又ハ改築ノ設計書ハ別記事項ヲ記

載シタル工事計畫説明書並ニ圖面トス但シ設計ノ調製ニ着手

セラレタルモノ若ハ設計完了ノモノニ在リテハ圖面ニ關スル

所定ノ縮尺ヲ用ヒザルコトヲ得

二 水位及水準基線ハ陸地測量部水準基線ニ依ルコト

三 器具機械費ハ工事費ノ百分ノ三以內ニ於テ所要機械器具ヲ購

入スル様設計スルコト

四 雜費ハ工事費ノ百分ノ五以內ニ於テ工事ニ從事スベキ工夫及

工手等ニ要スル費用其ノ他囑託ニ要スル費用又ハ其ノ他ノ雜

費ヲ計上スルコト

五 國道ノ新設又ハ改築設計書ニハ別紙様式ニ依ル失業救濟國道

改良工事費總括表並ニ勞力費及勞働者數總括一覽表ヲ添付ス

ルコト

#### 國道改良工事實施設計書

工事計畫説明書

一 新設又ハ改築計畫ノ概要

(イ) 路線名

(ロ) 工事ヲ執行スル地名

(ハ) 工事執行延長(道路、橋梁、隧道ニ區別シ、橋梁及  
隧道ニ付テハ箇所數ヲ記載スルコト)

(ニ) 道路ノ現況

(ホ) 計畫中心線決定ノ理由

(ヘ) 設計概要

(有) 有效橋長、步道車道ノ區別ノ有無待避所ノ有無路面構造、

排水設備、最急縱斷勾配及其ノ延長、最小縱斷勾配、最小屈曲

半徑、橋梁隧道等特殊工作物ニ在リテハ其ノ設計概要「計算

書添付」地上地下ニ工作物アル場合ニ在リテハ其ノ處置方法

テ記載シ各決定理由ヲ附記スルコト)

二 工事費總額調書(第一號表)

三 工費内譯書(第二號樣式)

四 土地買收費調書(第三號表)

五 物件移轉其他補償費調書(第四號表)

六 器具機械費調書(便宜ノ樣式ニ依リ詳細記載スルコト)

七 雜費調(便宜ノ樣式ニ依リ詳細記載スルコト)

八 仕樣書

圖面

一 平面圖

陸地測量部發行五萬分一地形圖(本圖ヲ發行セザル地方ニアリテハ二十萬一帝國圖又ハ正確ナル管内圖ヲ以テスルコトヲ得ルモ此場合ニ於テハ市町村ノ境界線ヲ記載スルコト)ニ道路ノ新設又ハ改築ヲ爲ス箇所ヲ朱線ヲ以テ表示スルコト但シ道路ノ路線ノ關係複雜ナルモノニ在リテハ其ノ附近ノ擴大圖ヲ用フルコト

二 實測平面圖

縮尺道路ニ在リテハ千分一、街路ニ在リテハ五百分一トシ道路ノ中心線ヨリ少クモ左右各四十メートルニ至ル區間ノ地形等高線(山地部ニ限ル)及地物竝ニ磁北及梯尺ヲ表示シ左ノ事項ヲ記載スルコト

(イ)二十メートル毎ノ距離ヲ示シタル道路中心線及百メートル

每ノ遞加距離

(ロ) 隧道、溝橋、橋梁、架道橋、渡船場、待避所及鐵道軌道ノ踏切等ノ位置及名稱

(ハ) 行政區劃名、字名及其ノ境界線

(ニ) 屈曲部ニ於ケル曲線ノ起點、終點及其ノ半徑

(ホ) 用地境界線

三 縱斷面圖

縮尺ハ横チ平面圖、縱チ橫斷面圖ト同一トシ左ノ事項ヲ記載スルコト

(イ) 測點番號、測點間距離及遞加距離

(ロ) 測點毎ノ道路中心線ノ地盤高、施行基面高(鋪裝ヲ爲ス場合面高ヲ記載)及切取盛土高

(ハ) 縱斷勾配及其ノ延長

(ニ) 隧道ノ延長、位置及名稱

(ホ) 橋梁、溝橋ノ徑間、徑間數、位置及名稱

(ハ) 渡船場ノ延長、位置及名稱

(ト) 鐵道軌道トノ交叉位置及名稱、架道橋ニ在リテハ路面上ノ有效高

(チ) 側溝底敷線

(リ) 屈曲部ニ於ケル曲線ノ起點、終點、半徑竝ニ其ノ方向

(ヌ) 縦斷曲線ノ位置及延長

必要アル場合ニ在リテハ 水流水面ノ最高水位ヲ記載スルコト

#### 四 横斷面圖

縮尺二百分一トシ二十メートル(地形ニ依リ伸縮スルコトヲ得) 毎ニ用地境界

線ヨリ少クモ左右各五メートルニ至ル區間ノ横斷面ヲ表シ左ノ

事項ヲ記載スルコト

(イ) 測點數號

(ロ) 切取盛土ノ高及其ノ斷面積

(ハ) 用地境界

必要アル場合ニ在リテハ 水流水面ノ最高水位及平水位ヲ記載

スルコト

#### 五 特殊工作物ノ構造圖

橋梁、隧道、溝橋等特殊工作物ニ關シテハ 其ノ各部ノ詳細ヲ知

ルニ足ルベキ構造圖及左ノ事項ヲ記載シタル圖面

(イ) 工作物ト地盤線トノ關係

(ロ) 最高水位(桁下高) 及平水位

(ハ) 取付道路ノ關係

(ニ) 主要ナル工作物ニ在リテハ地質其ノ他必要ナル事項

簡易ナル特殊工作物ニ在リテハ定規圖ヲ用フルコトヲ得

#### 六 横斷定規圖

縮尺五十分一トシ左ノ事項ヲ記載スルコト

(イ) 歩道車道ノ區別

(ロ) 横斷勾配

(ハ) 切取盛土ノ法勾配

(ニ) 路面ノ構造

(ホ) 側溝ノ構造

(ハ) 並木又ハ道路ヲ占用スル工作物ノ種類及位置

前各號ノ水位及水準基線ハ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外陸地測量

部水準基線ニ依ルコト

街路ノ新設又ハ改築ノ場合ハ前項ニ掲グルモノ、外左ノ事項ヲ記

載スルコト

#### 一 實測平面圖

(イ) 街路ノ幅員

(ロ) 街路ヲ占用スル工作物ノ種類及其ノ位置

(ハ) 排水設備

#### 二 縱斷面圖

(イ) 排水設備

#### 三 横斷定規圖

(イ) 鋪 裝

(ロ) 街 渠

(一) 竝木竝ニ地上地下工作物ノ種類及其ノ位置

(二) 軌道

(第一號表)

工事費總額調書

費目	金額	額	摘	要
工費				
土地買收費				
物件移轉其ノ他補償費				
器具機械費				
雜費				
合計				

(第二號表)

工費内譯書

費目	工種	單位	數量	單價	金額	摘要
道路費						
一土工費						

四 溝橋費		三 路面費				二 擁壁費			
	何々	鋪裝	砂利敷	何々	高何米	高何米	第一號石積	何々	切取
		米平	〃	〃	〃	〃	壁	〃	米立







奪フカ如キ結果ヲ來ササル様細心留意スルコト

勞働者ノ使用ハ成ルヘク失業ノ最モ甚シカルヘキ時期及地域

ニ適應セシムル様鹽梅スルコト

ハ 失業者中特ニ生活困難ナル者ヲ優先セシムルコト

ニ 失業者相互間ノ就勞機會ヲ公平ナラシムルニ努メ額付(指定

人夫)ノ數ハ技術上必要ノ最少限度ニ止ムルコト

ホ 成ルヘク多數ノ勞働者ヲ使用スル爲器械力ヲ必要ノ限度ニ止

メ夜業歩増等ハ必要ノ最少限度ニ止ムルコト

ヘ 前記各號ノ目的ヲ達スル爲

甲

(土木出張所長宛) 失業者又ハ要救濟者ノ認定、之カ就勞ノ

統制等ニ關シ關係府縣當局、關係市町村當局及職業紹介所

長並關係地方職業紹介事務局員トノ打合せ其他ノ方法ニ依

リ緊密ナル聯絡ヲ圖リ、失業者ニ對シテハ就業票又ハ勞働

手帳ヲ交附スル等ノ方法ヲ採ルコト

乙

(北海道廳長官宛) 失業者ナリヤ否ヤ又ハ救濟ヲ必要トスル

モノナリヤ否ヤ等ニ關シテハ警察、方面委員、職業紹介所

等ノ協力的活動ニ依リ之カ認定ニ遺憾ナキチ期シ且ツ失業

者ニ對シテハ職業紹介所アル地ニ於テハ紹介所(之ナキ地

ニ於テモ成ルヘク當時又ハ臨時ノ職業紹介所ヲ設ケシムル

コト)之ナキ地ニ於テハ市町村長、方面委員等ニ於テ登錄

シ、就業票又ハ勞働手帳ヲ交付スル等ノ方法ヲ採ルコト、

尙事業施行前責廳主催ニテ直接事業施行ノ任ニ當ル者、關

係市町村當局、職業紹介所長及關係地方職業紹介事務局員

等ノ打合せヲ開催スル等相互ノ聯絡協力ニ遺憾ナカラシム

ルコト

ト

勞働紹介ノ統制ニ關シ職業紹介所員ノ協力ヲ求ムルニ必要ナ

ル場合及就業票又ハ勞働手帳作成ニ要スル費用ノ如キハ必要

チ

ニ應シ工事雜費ヨリ之ヲ支辨スルコト

勞働賃銀ハ成ルヘク日拂トシ必要ニ應シ立替支拂制度ヲ利用

スルコト、職業紹介所ノ手ヲ經テ就業スル勞働者ニ對スル賃

銀立替ニ關シテハ別ニ關係地方長官ニ對シテ勤奨方ニ關シ通

牒スル所アルヘキモ、關係吏員ニ對スル現金前渡等ノ方法ニ

依リ賃銀日拂ノ目的ヲ達スル様配慮スルコト

ルコト (參考、様式ハ二様式ニ同シ)

リ

事業施行中ハ別紙様式ニ依リ施行狀況ヲ社會局長官宛報告ス

ルコト



累計	合計	旬計	月日	月日	月日	月日	月日	月日

備考

- 1 本表ハ其旬分ヲ翌旬五日以内ニ報告スルコト
- 2 本表ハ各事業施行箇所及事業種目ヲ一括シ計上スルモノトス
- 3 使用労働者數ハ歩増歩引ノ有無ニ拘ラス出役、頭數ヲ記載スルコト
- 4 全管下ニ亘リ多數ノ工事箇所アリテ天候區々ナル場合ハ其ノ最モ多キ場合ノ天候ヲ記載スルコト
- 5 旬計ノ次ノ合計ノ欄ニハ上旬報ニハ何等ノ記載ヲ要セズ  
中旬報ニハ上旬トノ合計ヲ示シ下旬報ニハ月計ヲ示スモノトス

累計ノ欄ハ起工當初ヨリノ累計ヲ示スモノニシテ其ノ合計ハ第一表使用労働者延人員ノ計ト合致スルモノトス

6 職業紹介所ナキ地方ニ於テ事業ヲ施行スルモノハ要救済失業者ト認定セラレタルモノヨリ採用シタル數ヲ職業紹介所利用ニヨルモノノ欄ニ記載スルコト

◎失業救済ノ目的ヲ以テ施行セラルル  
國道改良工事ニ關スル件

(昭和六年二月二十一日、發社第一二號關  
係府縣知事宛、社會部長、土木局長通牒)

貴管内ニ於ケル失業者救済ノ目的ヲ以テ昭和六年度ニ於テ直營用道改良工事施行ノ豫定ナル次第ハ既ニ御承知ノ通ニ有之候處之カ實施ニ對シ土木出張所長ニ對シ別紙(案ノ三)寫ノ通り 依命通牒ノ次第モ有之候ニ付テハ之カ主旨達成方ニ關シ貴官ニ於テモ充分御配慮相成様致度依命此段及通牒候也

◎失業救済ノ目的ヲ以テ施行スル國道  
改良工事ノ地方分擔金ニ關スル件

(昭和六年三月三十日、發社第三五號關係  
各府縣知事宛、內務次官、大藏次官通牒)

昭和六年度ニ於テ失業救済ノ目的ヲ以テ施行セラルル國道改良工事ニ對シテハ事業費ノ三分ノ一ヲ關係府縣ニ於テ負擔スルコトト内定致居候處之カ分擔金ニ就テハ必要ニ應ジ起債ヲ認メ且賦ルヘク

低利資金ヲ融通セラルル見込ニ有之候條御了知相成度

追テ右國道改良工事費分擔擔ニハ萬已ムヲ得サル場合ノ外貴縣ニ於テ議決濟ニ係ル道路改良費ヲ振替充當スルモノトセララルル様致度

### ◎失業救濟ノ目的ヲ以テ施行スル府縣道改良工事ニ關スル件

(昭和六年三月三十一日發社第十二號、關係各府縣知事宛、內務次官、大藏次官通牒)

失業者ヲ救濟スル目的ヲ以テ昭和六年度ニ於テ起興セラルル府縣道ノ改良工事(昭和五年十二月二十七日付發甲第五二號通牒ノモ)ニ對シテハ特ニ勞力費ノ三分ノ二(但工事費ノ三分一ヲ超過スルト)ヲ國庫ヨリ補助シ且必要ニ應ジ之ニ要スル起債ヲ認メ成ルヘク低利資金ヲ融通セララルル見込ニ有之候條之カ計畫並施行方法ニ關シテハ左記各項ニ依リ夫々御措置相成度依命此段及通牒候也

追テ右府縣道改良工事費ハ萬止ムヲ得サル場合ノ外費ニ於テ議決濟ニ係ル道路改良費ヲ振替充當スルモノトセララルル様致度

#### 記

一 事業ハ失業救濟ノ本旨ニ鑑ミ勞力費ノ最モ多キモノナルヘキハ勿論利用價值多キモノヲ選擇スルコト

二 事業ノ施行ニ當リテハ左記各號ニ依ルコト

(イ)他地方ヨリ勞働者ヲ招致シ又ハ他ノ事業ニ從事セル勞働者

ヲ奪フカ如キ結果ヲ來ササル様細心留意スルコト

(ロ)勞働者ノ使用ハ成ルヘク失業ノ最モ甚シカルヘキ時期及地域ニ適應スル様鹽梅スルコト

(ハ)失業者中特ニ生活困難ナル者ヲ優先セシムルコト

(ニ)失業者相互間ノ就働機會ヲ公平ナラシムルニ努メ額付(指定人夫)ノ數ハ技術上必要ノ最少限度ニ止ムルコト

(ホ)成ルヘク多數ノ勞働者ヲ使用スル爲器械力ヲ必要ノ限度ニ止メ夜業步増等ハ必要ノ最少限度ニ止ムルコト

(ハ)前記各號ノ目的ヲ達スル爲失業者ナリヤ否ヤ又ハ救濟ヲ必要トスルモノナリヤ否ヤ等ニ關シテハ警察方面委員、職業紹介所等ノ協力的活動ニ依リ之カ認定ニ遺憾ナキ時期且失業者ニ對シテハ職業紹介所アル地ニ於テハ紹介所、之ナキ地ニ於テハ市町村長、方面委員等ニ於テ登錄シ、就業票又ハ勞働手帳ヲ交付スル等ノ方法ヲ採ルコト

(ト)勞働賃銀ハ成ルヘク日拂トスルコト  
(チ)事業ハ成ルヘク直營トシ已ムヲ得シテ請負ニ附スル場合ニ於テモ請負人ヲシテ前記各號ノ趣旨ヲ遵守セシメ失業救濟ノ本旨ニ悖ラサシムル様留意スルコト

# ◎失業救済ノ目的ヲ以テ施行スル府縣 道改良工事ニ關スル件

(昭和六年三月三十一日發社第一二號ノ二關)  
(係各府縣知事宛、社會部長、土木局長並逕牒)

標記ノ件ニ關シテハ三月三十一日發社第一二號ヲ以テ内務大藏兩  
次官ヨリ通牒ノ次第モ有之候處本件ニ關シテハ尙左記各項ニ依リ  
御取計相成度依命此段及通牒候也

## 記

一 國庫補助ヲ受ケムトスルトキハ補助申請書ニ道路費補助規程  
第八條ノ圖書一通ヲ添附スルノ外左記事項ヲ具シタル書面正副  
二通ヲ添付スルコト

(イ) 失業狀況 (種類別ニ失業者數及要) 及事業施行ヲ必要トスル  
救済者數ヲ示スコト

## 理由

(ロ) 事業豫算及勞力費 (事業費ニ對スル勞力費)  
割合ヲモ示スコト

(ハ) 労働者使用延賃人員 (職種別ニ) 及事業施行期間中一日平均  
使用見込賃人員

(ニ) 労働條件

(ホ) 事業着手並終了ノ豫定期日

(ヘ) 工事ヲ請負ニ附セムトスル場合ハ請負ニ附セムトスル理由  
並事業ノ施行ヲシテ失業救済事業ノ本旨ニ適ハシムル爲請  
負契約ニ附セムトスル條件

(ト) 事業施行箇所ヲ示シタル一般圖 (縮尺二十萬分ノ一ノ帝國  
ヲ發行セサル地方ニアリテハ陸地)  
測量圖ヲ以テ代用スルコトヲ得

二 兩次官通牒第二項 (ヘ) ニ關シテハ左ノ通取計ヲコト

(イ) 職業紹介所無キ地ニ於テハ成ルヘク常時又ハ臨時的職業紹  
介所ヲ設クルコト

(ロ) 労働紹介ノ統制ニ關シ職業紹介所員ノ協力ヲ求ムルニ必要  
ナル場合及就業票又ハ労働手帳作製ニ要スル費用ノ如キハ  
必要ニ應ジ工事雜費ヨリ之ヲ支辨スルコト

(ハ) 事業施行前府縣主催ニテ直接施行ノ任ニ當ル者關係市町村  
當局、職業紹介所長及關係地方職業紹介事務局員等ノ打合  
會ヲ開催スル等相互ノ聯絡協力ニ遺憾無カラシムルコト

三 低利資金ノ融通ヲ受ケムトスルモノニ在リテハ融通希望額、  
償還年次表償還財源其他參考トナルヘキ事項ヲ具シ四月末日  
迄ニ社會局社會部長宛申出ラルヘキコト

四 事業施行中ハ大正九年十二月二十三日發土第一三九號通牒ニ  
依ル國庫補助道路工事工程報告ヲ土木局長ニ提出スルノ外別  
紙様式ニ依リ施行狀況ヲ社會局長官宛提出スルコト

五 府縣道改良費國庫補助ノ申請ニ關シ提出セラルヘキ工事ノ計  
畫書及圖面ハ道路ノ新設改築ニ關シ認可ヲ申請セラルル場合  
ニ於ケルモノト同一様式ニ依ルコト



累計	合計	旬計	月日	月日	月日	月日	月日	月日

備考

- 1 本表ハ其旬分ヲ翌旬五日以内ニ報告スルコト
- 2 本表ハ事業施行箇所及事業種目ヲ一括シ計上スルモノトス
- 3 使用労働者數ハ歩増歩引ノ有無ニ拘ラズ出役頭數ヲ記載スルコト
- 4 全管下ニ亙リ多數ノ工事箇所アリテ天候區々ナル場合ハ其ノ最モ多キ場合ノ天候ヲ記載スルコト
- 5 旬計ノ次ノ合計ノ欄ニハ上旬報ニハ何等ノ記載ヲ要セズ

6

中旬報ニハ上旬トノ合計ヲ示シ下旬報ニハ月計ヲ示スモノトス、累計ノ欄ハ起工當初ヨリノ累計ヲ示スモノニシテ其ノ合計ハ第一表使用労働者延人員ノ計ト合致スルモノトス

職業紹介所無キ地方ニ於テ事業ヲ施行スルモノハ要救済失業者ト認定セラレタルモノヨリ採用シタル數ヲ職業紹介所利用ニヨルモノノ欄ニ記載スルコト

◇×××———×××◇

◇×××———×××◇